

## 民事訴訟の結果について（報告）

呉市が被告となっている次の民事訴訟については、令和3年8月3日に相手方と訴訟上の和解をし、終結しました。

### 1 当事者

- (1) 原告  
呉市在住の個人
- (2) 被告  
呉市

### 2 事件番号等

広島地方裁判所呉支部令和元年（ワ）第132号損害賠償請求事件

### 3 解決金額

200万円

### 4 和解期日

令和3年8月3日

### 5 和解に至るまでの経緯

平成29年10月20日午後7時頃、原告の子（事故当時40代）が呉市倉橋町の市道宇和木峠線から交差する水路（普通河川小家石川）に転落し、死亡した事故（死因：外傷性脳出血）は、市道上に道路舗装との段差（くぼみ）があり、また、塀と塀との間に生じた約80センチメートルの隙間に転落防止の柵がなかったことから、市道が通常有すべき安全性を欠いていたことに起因する事故であり、市道の設置又は管理の瑕疵によるものであるとして、原告が、呉市を被告として、死亡逸失利益、死亡慰謝料、葬儀関係費用及び弁護士費用の合計4,886万5,027円のうち4,000万円及び当該遅延損害金の支払を求め、令和元年12月19日付けで広島地方裁判所呉支部（以下「本件裁判所」といいます。）に訴えの提起をしたものです。

本件裁判所において審理が進められていましたが、同裁判所からの和解案の提示を受け、和解条項について呉市の訴訟代理人の受入れが妥当であるとの見解を踏まえ検討したところ、妥当であると認められたので、これに応じ訴訟上の和解をしたものです。

## 6 和解の内容

- (1) 被告は、原告に対し、解決金として200万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和3年8月31日限り、原告指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。払込手数料は被告の負担とする。
- (3) 被告は、本件事故現場に転落防止柵が設置されていなかったことが、本件事故が発生した一因であったことを踏まえ、今後、管理する市道の点検及び安全確保に一層努める。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

## 7 位置図及び現場写真

### 【位置図】

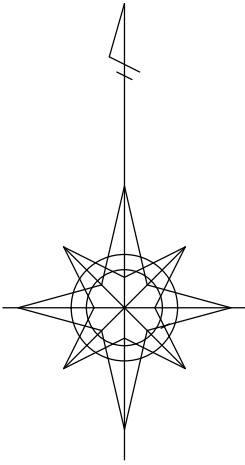


### 【現場写真（現在）】



※事故当時、柵はなかった。

平面図



6,193

転落場所

A-A断面

A-A断面

単位：m

